

松江市教育委員会告示第 1 号

松江市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例(平成 17 年松江市条例第 396 号)第 7 条第 1 項の規定に基づき、指定管理者を指定したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 3 年 1 月 18 日

松江市教育委員会 教育長 清水 伸夫



公の施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
松江市東出雲公民館	松江市東出雲町揖屋 1139 番地 2 松江市東出雲公民館運営協議会	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで